

## 18歳及び19歳の者に関する少年法改正についての会長声明

本年5月21日、「少年法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立した。改正法においては、18歳及び19歳の者を「特定少年」とし、これに対する特例を定め、18歳未満の者とは異なる取扱いをすることとされた。

具体的には、特定少年に関し、①いわゆる「原則逆送」の対象範囲を拡大し、②ぐ犯の対象から除外し、③起訴後の推知報道を許容する等の取扱いを定め、④不定期刑や資格制限排除の特例が適用されないとした。

当会は、これまで、複数回会長声明を発出し、少年法の改正に反対してきた。改正法が、18歳及び19歳の者を、少年法の対象となる「少年」と位置付けたことは、一定の評価ができるものの、上記①から④の改正は、いずれも、少年の健全育成という少年法の理念を大きく後退させるものであり、このような改正がなされたことについては、非常に遺憾である。

当会は、改正法のもとでも、改正による弊害ができる限り少なくなるように、上記①から④の点に関し、以下に述べるような運用がされることを、政府、裁判所及び報道機関に対し、強く求めるものである。

まず、上記①に関し、家庭裁判所が検察官に送致するか否かを判断するにあたっては、きめ細かな調査及び適正な事実認定に基づき、犯情の軽重のみならず、非行の背景や再非行の可能性といった要保護性を十分に考慮した運用がなされなければならない。

次に、上記②に関し、これにより、特定少年は、ぐ犯として保護処分が付されることで更生の機会を得ることが不可能になった。そのため、これまでであれば、ぐ犯の対象となっていたであろう少年に対して、更生保護事業や福祉的支援を強化し、ぐ犯による保護処分に代わる適切な支援策が講じられる必要がある。

さらに、上記③に関し、インターネット上で実名等が含まれた報道内容や書込みがなされた場合には、不特定多数の者が容易に検索しうる状態が半永久的に続くことになり、本人や家族に過剰な批判等がなされてその生活に多大な支障が生じ、本人の更生意欲や、本人の更生を支えるべき家族等の社会資源にも深刻な悪影響を与えるおそれがある。報道機関においては、推知報道の与える影響を十分に考慮し、その内容や在り方について、慎重に検討するよう求める。また、推知報道による悪影響を防止しえないことが判明した場合には、法改正を含めた速やかな対応がなされるよう、本改正によって生じる影響を注視すべきである。

最後に、上記④に関し、18歳及び19歳の者に関して改善更生及び社会復帰を促進し、再犯を防止する上では、就労の確保が重要である。前科があることによる資格取得の制限に関しては、政府において、速やかにしかるべき措置を検討

すべきである。

当会は、改正法のもとでも、少年の健全育成という少年法の理念が損なわれることのないよう、実務の運用を注視すると共に、同理念に沿った取り組みの充実・強化を図るための働き掛け等を継続することを決意し、ここに表明する。

2021年（令和3年）8月31日

高知弁護士会

会長 中 橋 紅 美